

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

二、不不協定、實施狀況

シカト 万大 備版

大政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀給人電厚計
儀費文会營給

参調 企
参領 旅移

参地 中京
参北 西
参北 北保
参一 二
参南 南洋
参西 三

参書 近ア
参次 総経 国万
参實 総理
参政 投二
参一 理
参参 協規
参政 経科
参社 専
参道 内外
参二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

209

電信写

総番号 (T A) 20194
 70年 4月 28日 16時 45分 ナハ省 発着
 70年 4月 28日 20時 41分 本 省 発着

主管

外務大臣殿

参 冲絶事務所長

冲絶におけるエネスコ協定の実施状況

号外 平

貴電国専決37号の件

USCAR及び琉球政府当局者は周知の通り、要件次のとおり述べた趣。

1. (USCAR キヤニバル 参外官)

教育文化等に用いる物品は筆を通じて入手しているものもあり、加盟国から同様の物品が輸入された事実があるかどうか、輸入された場合は本協定を適用して

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

よかど)かは、はつよりしるいつで、更に関係方面の照会の上早速にお知らせ了。しかし今まで輸入したケースは、LITTLE OR NOTHING と考えている。

2. (琉球主税局税関部カトヤマ業務課長)

本協定適用には琉球の民主法が必要であるが、かかる法令は存在しない。現在教育文化等に用いる物品の一部は「物品税法」のもとで関税が免除されている。

(3)

- 2 -

外務省